

# いきいきふくしま農山漁村 男女共同参画プラン

～夢をかたちに！

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて～

平成22年3月

福 島 県



## はじめに

農林水産業に従事している女性は、農林水産業の振興と農山漁村地域の活性化の担い手として重要な役割を果たしております。

このため、活力ある農山漁村を築いていくためには、男女が経営や生活、地域社会活動等のあらゆる場面に共に参画し責任を分かち合うことが重要であることから、県では平成15年3月に「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン～パートナーシップで築く活力ある農山漁村～」を策定いたしました。中間年次に当たる平成18年3月にはプラン後期の活動の方向性を見直し、関係機関・団体の御協力をいただきながら各種施策を展開し、農山漁村地域における男女共同参画社会の形成を図ってまいりました。

この結果、収益配分を規定する家族経営協定締結割合の増加や、起業活動における売上の増加など、経済的自立が促進されつつあります。しかし、一方では、意思決定過程への女性の参画は十分に進んでいないことから更なる推進が必要です。

本県では、新しい福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」や、福島県農林水産業振興計画「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」更には「ふくしま男女共同参画プラン（平成21年度改定）」などの策定を行いました。

このような状況を踏まえ、担い手の確保や経営の強化等、農林水産業が抱えるさまざまな課題を解決し、男女が共に尊重しあい、能力を高め、あらゆる分野に共に参画できる男女共同参画社会の実現によるいきいきとした農山漁村を築くため、現在のプランにおける基本理念を継続して推進しながら、関連する上位計画との整合性を重視した「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン～夢をかたちに！ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて～」を策定いたしました。

このプランでは、①農山漁村における男女共同参画の推進、②農山漁村における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境の整備、③農山漁村における女性人材の育成と意思決定過程への参画促進の3つを基本目標といたしました。

これらの目標を達成するためには、県の各種施策の展開は勿論であります。関係機関団体の皆様方を始め、多くの方々の理解と積極的な取り組みが不可欠と考えておりますので、一層の御協力・御尽力をお願い申し上げます。

終わりに、本プラン策定にあたり貴重な御助言をいただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成22年3月

福島県農林水産部長 鈴木 義仁

# 目 次

第 1	計画の基本的な考え方	1
1	目標とする農山漁村	1
2	計画策定の背景	1
3	計画の位置付け	1
4	計画の期間等	1
第 2	計画の体系と指標項目	2
第 3	計画の基本目標と内容	3
	基本目標 1 農山漁村における男女共同参画の推進	3
	(1) 男女共同参画意識の普及・啓発	3
	(2) 地域における男女共同参画の実践拡大	5
	基本目標 2 農山漁村における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を 図るための環境の整備	7
	(1) 家族経営における仕事と生活の調和を図るための環境整備	7
	(2) 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備	9
	基本目標 3 農山漁村における女性人材の育成と意思決定過程への参画促進	11
	(1) 女性人材の育成と経済的な地位の向上	11
	(2) 農林水産業関連団体等の意思決定過程における女性の参画	13
第 4	計画の推進	15
1	計画の推進	15
2	推進体制と関係機関・団体の役割	15

## 第1 計画の基本的な考え方

### 1 目標とする農山漁村

農林水産業に携わる男女が互いに個人として認め合い、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、生産及び生活、地域社会の事柄に共に参画し責任を担う、魅力ある農山漁村における男女共同参画社会の実現を図る。

### 2 計画策定の背景

#### (1) 「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」の推進

女性は個々の経営、地域農林水産業の振興及び地域活性化等の担い手として重要な役割を果たしています。

このため、男女が多方面において共に参画し責任を分かち合いながら活力ある農山漁村を築いていくことが重要であるとの認識の下、平成22年度を目標として平成15年3月に「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」を策定、中間年次の平成18年3月に改訂をし、指標目標の達成に向けて関係機関・団体と連携し、推進してきました。

#### (2) 上位計画の見直し

福島県農林水産業振興計画「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」（以下「振興プラン」）において「6次産業化や他産業との連携による農山漁村の活性化」や「いきいきとした農業担い手づくり」が施策体系に位置付けられたことから、女性の能力向上と経営参画、地域参画を促進し、男女共同参画社会の形成を図るための施策の方向を示す必要があります。

また、「ふくしま男女共同参画プラン（平成21年度改定）」と目指す男女共同参画社会の方向性を共有するため、その基本目標である「仕事と生活の調和を図るための環境の整備」や「女性人材の育成と意思決定過程への参画促進」といった取り組みを踏まえた「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」を策定しました。

### 3 計画の位置付け

この計画は、「ふくしま男女共同参画プラン（平成21年度改定）」の農林水産業・農山漁村に関する具体的基本目標とします。

また、「振興プラン」の下位計画として位置付け、いきいきとした担い手としての女性農林漁業者の育成と男女がともに活躍する環境づくりと起業活動による魅力ある農山漁村の形成を図ります。

#### 4 計画の期間等

「振興プラン」、「ふくしま男女共同参画プラン（平成 21 年度改定）」との目標年度を一致させ、目標年度を平成 26 年度（西暦 2014 年）とし、実施期間は平成 22 年度（西暦 2010 年）～平成 26 年度（西暦 2014 年）までの 5 年間とします。計画の進捗状況、社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2 計画の体系と指標項目

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向》

《主な指標項目》

農林水産業に携わる男女がそれぞれを尊重し、その能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、魅力ある農山漁村の創造

**1 農山漁村における男女共同参画の推進**

農山漁村における男女共同参画意識の普及・啓発

農山漁村地域における男女共同参画の実践拡大

**2 農山漁村における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るための環境の整備**

家族経営における仕事と生活の調和を図るための環境の整備

多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備

**3 農山漁村における女性人材の育成と意思決定過程への参画促進**

女性人材の育成と経済的な地位の向上

農林水産業関連団体等の意思決定過程における女性の参画

- ・ 農業者を対象とした男女共同参画に関するセミナー受講者
- ・ 女性の認定農業者数
- ・ 農業協同組合における女性の正組合員の割合
- ・ 福島県漁協女性部連絡協議会部員数
- ・ 農業青年クラブにおける女性クラブ員の割合
- ・ 福島県青年農業士における女性の青年農業士の割合
- ・ 家族経営協定締結数  
うち、農業経営の方針決定規定  
うち、生活面の役割分担規定
- ・ シルバー人材センター活用件数
- ・ 職業紹介事業斡旋件数
- ・ 酪農・肉用牛ヘルパー制度活用割合
- ・ 農林水産関係女性起業数  
うち、グループ経営の女性起業数  
うち、売上が1人あたり100万円以上のグループ数
- ・ 家族経営協定数(再掲)  
うち、労働報酬配分規定  
うち、収益配分規定
- ・ 複数の女性役員がいる農業協同組合数
- ・ 農業協同組合における女性総代の割合
- ・ 県農林水産業関係審議会における女性委員の割合
- ・ 複数の女性農業委員がいる農業委員会の割合

### 第3 計画の基本目標と内容

#### 基本目標1 農山漁村における男女共同参画の推進

農山漁村における男女共同参画社会の形成は、農山漁村の男女が地域農林水産業の担い手として組織活動や地域活動等に共に参画し、地域振興を図っていく上で大変重要です。

そのため、県及び関係団体等による農山漁村における男女共同参画に関する広報・啓発を推進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成や男女が個々の能力を活かして様々な活動に参画できる環境整備を進め、農山漁村地域における男女共同参画社会の形成を目指します。

#### 施策の方向1 農山漁村における男女共同参画意識の普及・啓発

- ・ 農村社会に根強く残る、固定的な性別役割分担意識の解消を図るための意識啓発、情報提供を推進します。
- ・ 農林水産業の担い手として、男女が個々の能力を十分発揮し、地域活動に参画できるよう意識改革と相互理解を促進します。

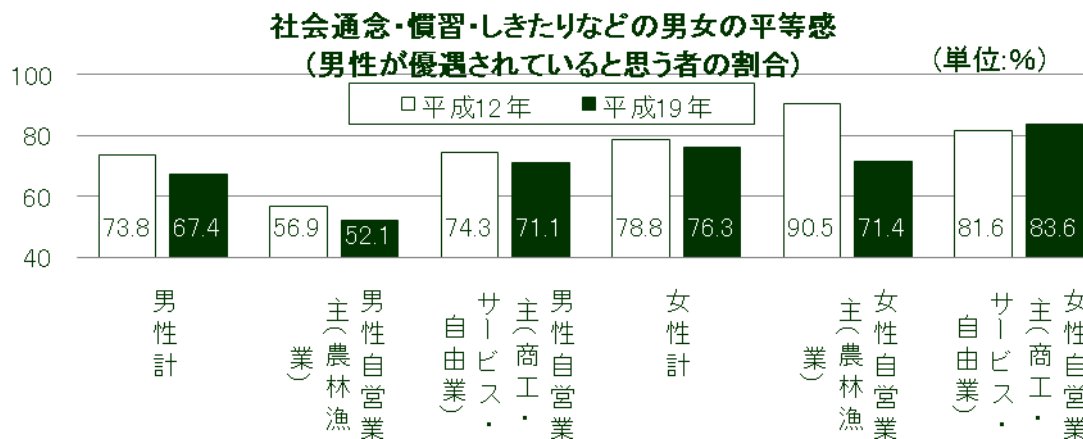
#### 1 現状と課題

農林漁業者において、社会通念・慣習・しきたりなどで男性が優遇されていると思う者の割合は減少傾向にありますが、商工・サービス・自由業と比較した場合、平等感について男女間に大きな認識のズレがあります。(内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(平成12年、平成19年))

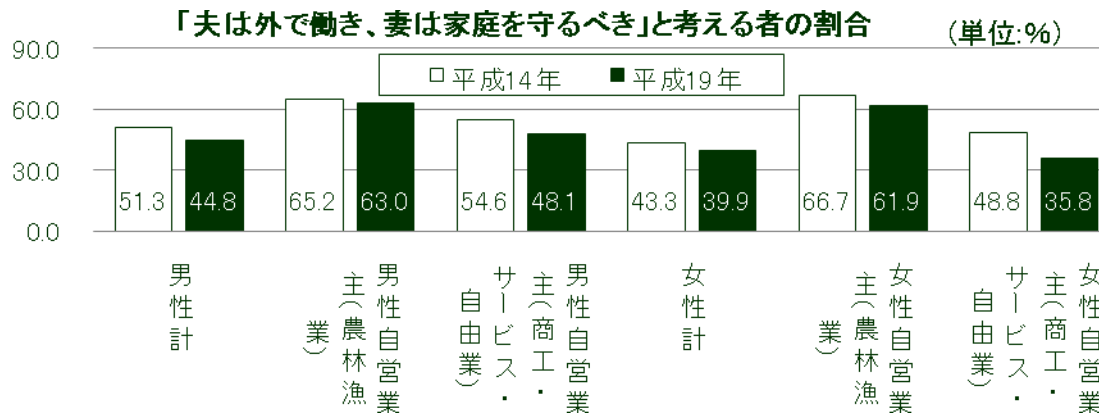
このことから、女性だけではなく、男性に対しても、男女共同参画への理解を促進し、男女が共に意識改革を図り、様々な活動に参画する環境づくりを進めることが必要です。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考える者の割合は、男女共に減少傾向にありますが、商工・サービス・自由業と比較した場合、農林漁業者においてはその割合が高く、依然として固定的な性別役割分担意識が高い状況にあります。(内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(平成12年、平成19年))

そのため、農山漁村地域における固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成を男女共に図っていく必要があります。



資料：内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(平成12年、平成19年)



資料：内閣府「男女共同参画に関する世論調査」（平成14年、平成19年）

## 2 具体的施策

施策の内容	施策の主な推進機関
① 男女共同参画に関するセミナー等の開催や多様な媒体の活用による意識啓発と情報提供を行います。	農業振興課 各農林事務所 福島県農業協同組合中央会 福島県農業会議
② これまで男女共同参画の情報に触れることが少なかった男性に対する情報提供の機会を増やし、理解促進を図ります。	農業振興課 各農林事務所 福島県農業協同組合中央会 福島県農業会議

## 3 指標項目と現状・目標（期待）値

※目標値：県行政の努力目標としての数値

※期待値：達成が期待される数値（ ）値

（県行政が直接施策等を推進するものではないが、県行政の男女共同社会形成に向けた取り組みの中で理解が深まり、結果として達成が期待されるもの。）

指標	現状 H20年度	目標(期待)値 H26年度	とりまとめ機関
農業者を対象とした男女共同参画に関するセミナー受講者における男女の割合	—	いずれかの性が40%を下回らない	農業振興課 各農林事務所

## 施策の方向2 農山漁村地域における男女共同参画の実践拡大

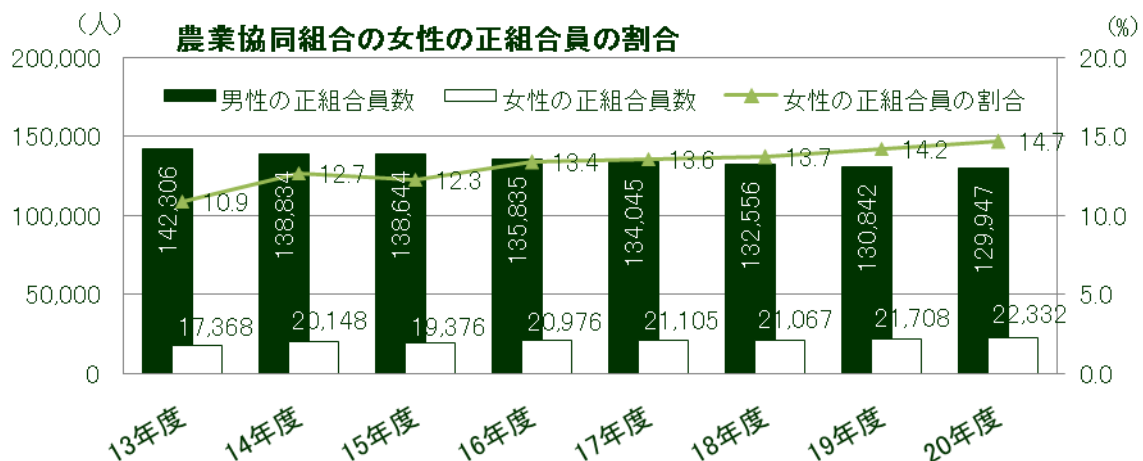
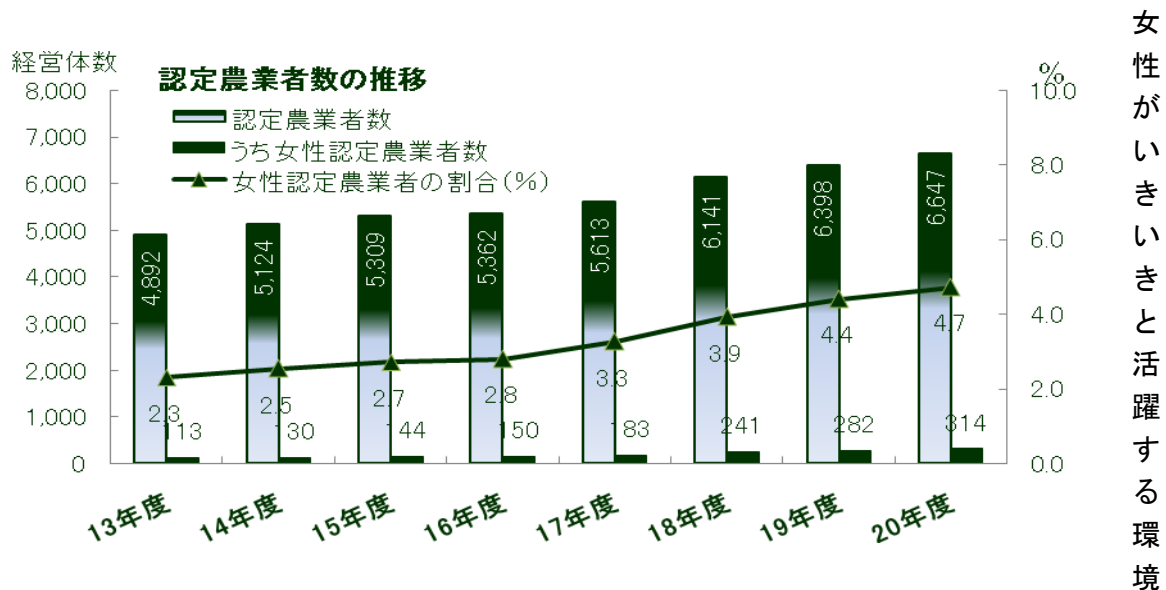
- ・ 農林水産業の担い手として自らの意志で経営や地域活動に参画する女性を支援し、地域農林水産業の発展につなげます。
- ・ 農山漁村における女性組織等の活動を支援するとともに、リーダーの育成や組織間のネットワーク化を推進し活動の活性化を図ります。

### 1 現状と課題

認定農業者数は、年間300件程度増加しています。平成15年に共同申請が可能になり、女性の認定農業者も年々増加していますが、女性の認定農業者の割合は5%未満であり、女性の経営参画が十分に進んでいるとはいえません。

農業協同組合の正組合員数に占める女性の割合は平成14年3月には10.9%だったものが、平成21年3月には14.7%となり、年々女性の占める割合は高くなってきています。しかし、本県の農業就業人口に占める女性の割合は54.8%（2005年農林業センサス）と半数を超えていることから、さらに女性が積極的に参画し、バランスのとれた組織体制とすることが必要です。また、福島県指導農業士会に占める女性の割合は26.1%、福島県青年農業士にあってはわずか2.7%であり女性の認定者の育成・確保に努める必要があります。

一方で、農業に従事する女性がその感性や視点を大いに生かし、「意見を述べる」「行動を起こす」ことを身につけ実践することによって農業の振興と地域の活性化につなげることを目的として「うつくしま農村女性塾」の修了生を中心とした女性農業者によるネットワークが平成19年8月に誕生しました。このような女性組織等の活動を支援し、活性化することにより、



を整備することが必要です。

## 2 具体的施策

施策の内容	施策の主な推進機関
① 女性農業者が意欲的に農業に取り組めるよう支援するとともに、認定農業者へ誘導します。	農業担い手課 各農林事務所
② 農業協同組合の正組合員について、女性農業者に対する正組合員加入を促進します。	福島県農業協同組合中央会
③ 福島県漁協女性部連絡協議会の活動を支援します。	水産課 水産事務所
④ 福島県農業青年クラブの活動を支援し、女性の加入を促進します。	農業振興課 各農林事務所
⑤ 福島県青年農業士及び指導農業士の女性認定者の育成確保に努めます。	農業振興課 各農林事務所
⑥ 農林水産業の女性組織間の交流を促進します。	農業振興課 水産課 福島県農業協同組合中央会

## 3 指標項目と現状・目標（期待）値

指標	現状 H20 年度	目標(期待)値 H26 年度	とりまとめ機関
女性の認定農業者数	314 経営体	830 経営体以上	農業担い手課 各農林事務所
(参考) 認定農業者数	6,647 経営体	8,300 経営体以上	
農業協同組合における女性正組合員の割合	14.8%	(25.0%) *	福島県農業協同組合中央会
福島県漁協女性部連絡協議会部員数	632 人	モニタリング	水産課 水産事務所
農業青年クラブにおける女性クラブ員の割合	4.9%	10.0%以上	農業振興課 各農林事務所
福島県青年農業士における女性の青年農業士の割合	2.7%	10.0%以上	農業振興課 各農林事務所

\* 平成27年度期待値

## 基本目標2 農山漁村における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るための環境の整備

個々の経営を発展させ、地域農林水産業を振興していくためには、仕事と生活の調和が取れた多様な働き方が可能な環境をつくり、男女が共に能力を発揮していくことが必要です。

このため、家族経営協定の締結推進を通じて、経営や生活面での役割分担が行われ、家族が協力し合い、自信と誇りを持って農林水産業に携われる環境づくりを推進し、仕事と生活の調和を図ることができる経営の実現を目指します。

また、地域内での労働力を活用できる組織的な労働力調整の仕組みやヘルパー制度等の効果的な活用と充実を図り、労働負担を軽減し、地域社会活動等にも積極的に参画していけるような「ゆとりある経営」を目指します。

### 施策の方向1 家族経営における仕事と生活の調和を図るための環境の整備

- ・ 家族による経営にあっては、構成員個々が生活との調和を図りつつやりがいをもって農林水産業に取り組むことができるよう、経営目標を明確にし、経営の方針、担当部門分担、休日、労働報酬、収益配分、家事分担等について家族内の話し合いにより定める家族経営協定の締結推進を図ります。

#### 1 現状と課題

農林水産業において女性は担い手として重要な役割を果たしており、特に、県内の農業就業人口に占める女性の割合は、全体の過半数を超えています。

しかしながら、農林水産業は時間的にも空間的にも仕事と生活を分けることが困難であり、特に女性は家事労働も含め長時間労働になりやすく、また日ごろ果たしている役割も正しく評価されているとは言い難い状況にあります。

また、農業就業人口のうち65歳以上の人口が60.6%を占め高齢化が進んでおり、(農林業センサス)後継者の確保が緊急な課題であるとともに、高齢者がいる世帯での介護については、主に女性が関わる場合が多いほか、農林水産業の6次産業化が注目される中で、経営面と生活面での女性の果たす役割が一層期待されています。

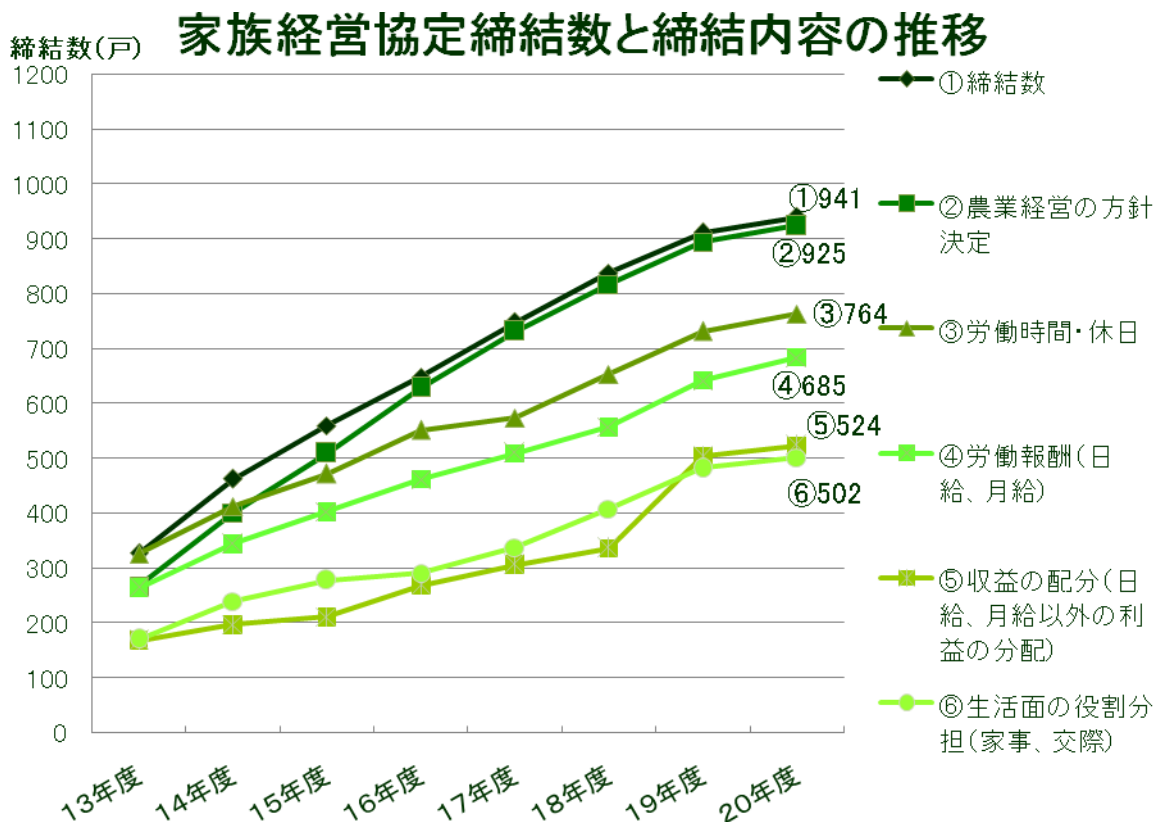
このため、女性や後継者が経営等の方針決定に参画するとともに、担当部門等を明確化することにより、経営面と生活面の調和をとりやすくし、家族の一人一人が自覚と責任を持ち、やりがいを持って農林水産業に携わることができるように環境を整備する必要があります。

## 2 具体的施策

施策の内容	施策の主な推進機関
① 家族経営協定の締結推進のため、関係機関による連携を強化します。	農業振興課 各農林事務所 福島県農業会議
② 既締結者同士の情報交換等の活動を支援するとともに、情報発信の機会を増やす等、既締結者自らが家族経営協定の締結を普及、啓発する活動を支援します。	農業振興課 各農林事務所
③ 家族経営協定の締結内容の見直しにより、生活における役割分担の取り決めに推進します。	農業振興課 各農林事務所 福島県農業会議

## 3 指標項目と現状・目標（期待）値

指標	現状 H20年度	目標(期待)値 H26年度	とりまとめ機関
家族経営協定締結数	941 戸	1,400 戸以上	農業振興課 各農林事務所
うち、農業経営の方針決定規定	925 戸	1,400 戸以上	
うち、生活面の役割分担規定	502 戸	1,000 戸以上	



資料：福島県農林水産部農業振興課

## 施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備

- ・ 労働力を調整する仕組みや酪農、肉用牛ヘルパー制度等の活用と充実、機械化等により労働力の安定確保や労働負担の軽減を図り、男女が共に、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らの選択によるバランスで実現できるための多様で柔軟な就業環境づくりを目指します。

### 1 現状と課題

担い手の高齢化と後継者不足が進む中、農林水産業では限られた期間に労働力が集中したり、機械化しにくい作業も多いなどの特殊性から、労働力不足や過重労働が問題となっています。

特に、園芸では、他の作目と比べて手作業による女性の労働負担が大きく、また、酪農や肉用牛経営では、労働負担に加え拘束性も強いことから、女性の地域社会活動等への積極的な参画を困難にしており、地域で労働力を確保する仕組みや酪農、肉用牛ヘルパー制度さらには雇用労力を活用したゆとりある経営が求められています。

また、林業においては、素材生産や森林整備が増加しており、担い手の確保が求められていることから、機械化による生産性と安全を確保するとともに、女性や若者が就業し易い就業環境と雇用条件の改善が必要です。

さらに、漁業においてもより安全で働きやすい環境とするための機械化、省力化を促進し、新規就業者や女性、高齢者が働きやすい就業環境の整備が求められています。

このため、労働力が安定的に確保されることにより労働負担が軽減され、個々のライフスタイルにあった働き方が実現できるよう、就業環境を整備していくことが必要です。

## 2 具体的施策

施策の内容	施策の主な推進機関
① 園芸産地での労力調整システムの効果的な活用を支援します。	園芸課 各農林事務所
② 酪農ヘルパー利用組合の体制整備と自立運営に向けた取組みを支援するとともに、肉用牛ヘルパー組合の組織強化と活動を支援します。	畜産課 各農林事務所
③ 女性が経営のパートナーとして経営管理や労務管理を担い、雇用労力を活用できる経営体の育成を図ります。	農業振興課 農業担い手課 各農林事務所
④ 林業の担い手を確保・育成するため、就業環境・雇用条件の改善を図ります。	林業振興課
⑤ 漁業をより安全で働きやすい環境とするための機械化、省力化等を促進します。	水産課 水産事務所

## 3 指標項目と現状・目標（期待）値

指標	現状 H20 年度	目標(期待)値 H26 年度	とりまとめ機関
シルバー人材センター 活用件数	一件	モニタリング	各農林事務所
職業紹介事業斡旋件数	286 件	モニタリング	園芸課
酪農・肉用牛ヘルパー制度活用 割合*	74.7%	モニタリング	畜産課

\* (酪農ヘルパー組織参加戸数+肉用牛ヘルパー組織参加戸数) / (乳用牛飼養戸数+肉用牛飼育戸数)

### 基本目標3 農山漁村における女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

女性が様々な分野に参画し、能力を発揮していきいきと暮らし、働くことができるよう、女性の経済的自立を目指します。

自らの意志で積極的に行動し、責任を担うことのできる女性人材を育成し、農山漁村におけるあらゆる分野の男女共同参画の拡大を目指します。

### 施策の方向1 女性人材育成と経済的な地位の向上

- ・ 家族経営において女性が果たしている役割の正当な評価等により、個の確立及び職業人としての自立を支援します。
- ・ 女性の消費者としての視点を活かした農林水産物の高付加価値化による起業活動を行うことのできる人材を育成し、所得の向上を図るとともに地域の活性化につなげます。
- ・ 地域資源を活かしたグリーン・ツーリズム等を推進し、地域間交流を通じた農林水産業の理解促進と働く場の確保により魅力ある農山漁村を形成します。

#### 1 現状と課題

国内外で食の安全を揺るがす問題が多発し、安全・安心な農産物や地産地消に対する関心が高まるとともに、地域資源を活かした農林水産物の加工や直売活動に取り組む個人やグループが増加しています。

また、グリーン・ツーリズムによる都市と農村の交流が注目され、農家レストランや農家民宿開設を希望する農家の増加等、女性の能力を生かした多角的な経営が進んでおり、女性起業が地域の活性化に大きく貢献しています。今後、農林水産業の6次産業化や他産業との連携が進み、より一層女性起業の活躍が期待されます。

一方で、小規模な活動や高齢化等の理由により活動をやめる事例も見受けられるので、起業化に対する意欲の向上や経営改善等を更に働きかけていくことが必要です。

このため、法人化支援や、地域の特色を活かした魅力ある経営等、女性起業等の経営発展につながる人材の育成が必要です。

家族経営協定締結農家においては、労働報酬の取り決めがある戸数は約7割、収益の配分について取り決めがある戸数は約6割であり、増加傾向にありますが、依然、労働報酬や収益配分の取り決めがない農家もあることから、家族経営協定の締結内容の見直しを行う必要があります。

#### 2 具体的施策

施策の内容	施策の主な推進機関
① 農林水産物の加工や直売に関する研修会や6次産業に関する人材育成塾などにより、農山漁村の豊富な資源と女性農業者の感性や新鮮な発想による起業を支援します。	農業振興課 農産物安全流通課 各農林事務所
② 農家民宿開設などの体制整備の支援や誘客のための情報発信など、グリーン・ツーリズム等による都市と農村の交流促進を図ります。	観光交流課 各農林事務所
③ 経営力やマーケティングに関する研修を開催し、起業活動が経営発展するための、経営改善や法人化等を支援します。	農業担い手課 各農林事務所 福島県農業会議
④ 家族経営協定の締結内容の見直しにより、労働報酬や収益配分の取り決めを推進します。	農業振興課 各農林事務所 福島県農業会議

### 3 指標項目と現状・目標（期待）値

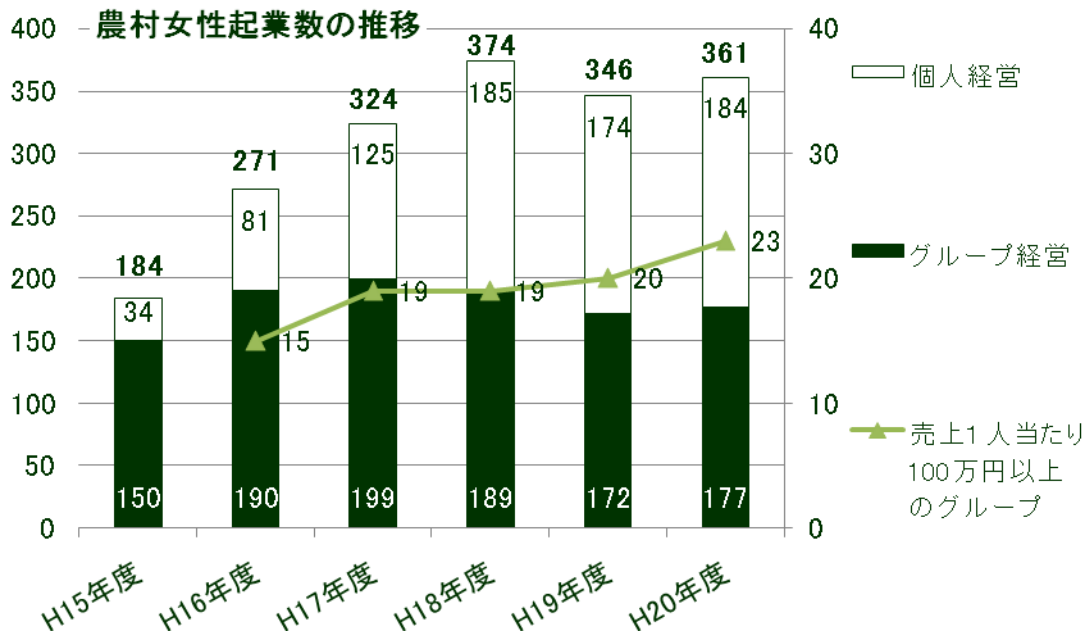
指標	現状 H20年度	目標(期待)値 H26年度	とりまとめ機関
農村女性起業数*	361 起業	モニタリング	農業振興課 各農林事務所
うち、グループ経営の女性起業数	177 起業	モニタリング	
うち、売上が1人当たり100万円以上のグループ数	23 起業	40 起業	
家族経営協定締結数	941 戸	1,400 戸以上	農業振興課 各農林事務所
うち、労働報酬規定	685 戸	1,260 戸以上	
うち、収益配分規定	524 戸	1,000 戸以上	

\*女性起業の定義 農林水産省農村女性による起業活動実態調査による

- ① 女性の収入につながる経済活動（無償ボランティアは除く。）であること。
- ② 農村女性が中心となって行う、地域産物を利用した農林漁業関連の経済活動であること。
- ③ 女性が主たる経営を担っている経営形態であること。

ア 個人経営の場合、女性個人による経営であること。ただし、女性個人が家族経営の一部門の経営責任者となっている場合等も、女性個人による経営とみなす。

イ グループ経営の場合、経営責任のあるリーダーが女性であり、メンバーの過半数が女性の経営であること。ただし、グループの代表者が男性であっても、経営及び運営面の責任者が女性であれば女性が主たる経営を担っているとみなす。



資料：福島県農林水産部農業振興課

## 施策の方向2 農林水産業関連団体等の意思決定過程における女性の参画

農山漁村の男女それぞれの意見が反映されバランスのとれたよりよい農山漁村社会を築くために、女性が関係団体等の意思決定の場に男性と共に参画できるよう、人材育成と環境整備を進めます。

### 1 現状と課題

農林水産分野の意思決定過程において女性が占める割合は、増加傾向にあります。しかしながら、国や地方公共団体、企業等の意思決定過程において女性が占める割合と比較するとその割合は最も低いものとなっています。

平成20年に行われた第20回農業委員統一選挙後の本県の農業委員に占める女性の割合は、4.7%であり、全国平均の4.6%を上回っているものの、平成17年に行われた第19回農業委員統一選挙後の女性の割合は5.3%であり、農業委員の総数の減少にあわせて女性農業委員の割合も低くなっています。

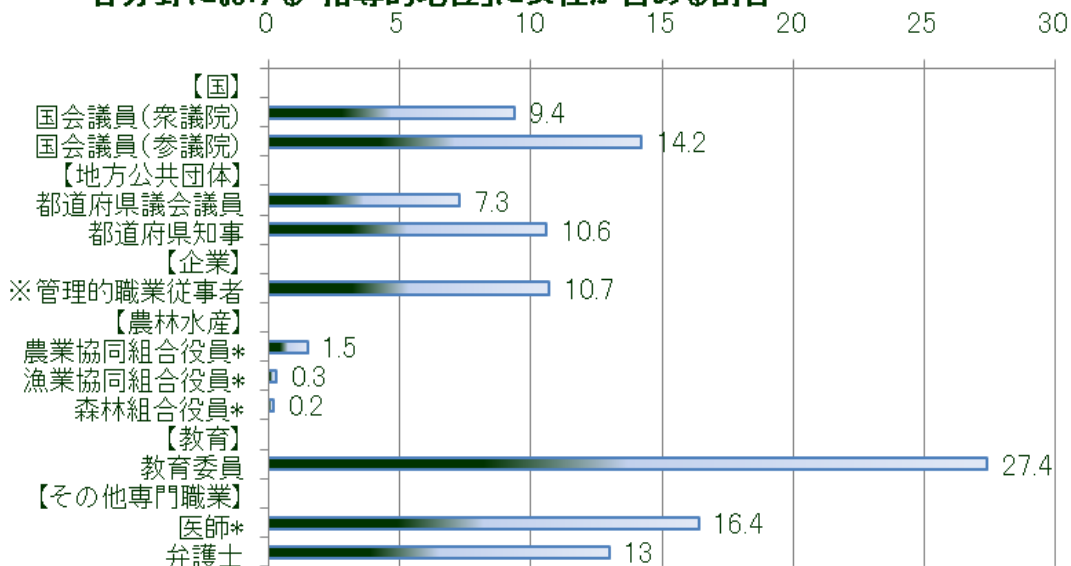
平成23年に実施予定の第21回農業委員統一選挙に向けて、女性の参画に対する意識と環境を整えていく必要があります。

平成21年3月の県内の農業協同組合役員に占める女性の割合は3.9%であり、平成16年3月の農業協同組合役員に占める女性の割合0.6%に比べ、年々女性の割合が高くなっています。

しかし、民間企業の役員に占める女性の割合は12.2%（厚生労働省「女性雇用管理基本調査」平成18年）であることから、同程度の割合になるように女性登用促進を図っていく必要があります。

一方、県農林水産関係の審議会では、女性委員の割合は44.7%（平成21年3月）であり、女性が意思決定過程に参画する環境は整ってきていますが、今後も引き続き女性の参画を促進し、意見を反映させていく取り組みが必要です。

各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



資料：内閣府『「2020年30%」の目標のフォローアップのための指標』より抜粋  
原則2007年、ただし、\*は2006年のデータ ※公務員一般事務及び学校教育を除く

## 2 具体的施策

施策の内容	施策の主な推進機関
① 農業協同組合等の役員、農業委員会の委員、県及び市町村の農林水産関係審議会委員等として女性が参画するため、女性自身の自己研鑽を促進するとともに積極的な提言を行う人材の育成を図ります。	農業振興課 各農林事務所 福島県農業協同組合中央会
② 農林水産業関連団体等において、女性が持つ能力や意見等が十分反映されるような仕組みづくりを支援します。	農業振興課 各農林事務所 福島県農業協同組合中央会
③ 選任委員制度での女性登用枠の設定を進めるなど積極的な女性農業委員の登用を推進します。	福島県農業会議

## 3 指標項目と現状・目標（期待）値

指標	現状 H20 年度	目標（期待）値 H26 年度	とりまとめ機関
(*)1 複数の女性役員がいる農業協同組合数	7 JA	(*)2 ( 県内全JA)	福島県農業協同組合中央会
農業協同組合における女性総代の割合	7.2%	(*)3 ( 20%)	福島県農業協同組合中央会
県農林水産業関係審議会委員における男女の割合	44.7% (女性)	いずれかの性が 40%を下回らない	農林企画課 森林計画課 水産課
複数の女性農業委員がいる農業委員会の割合	32.2%	(100%)	福島県農業会議

(\*)1 役員は、理事、経営管理委員とする。

(\*)2 (\*3) 平成 27 年度期待値。

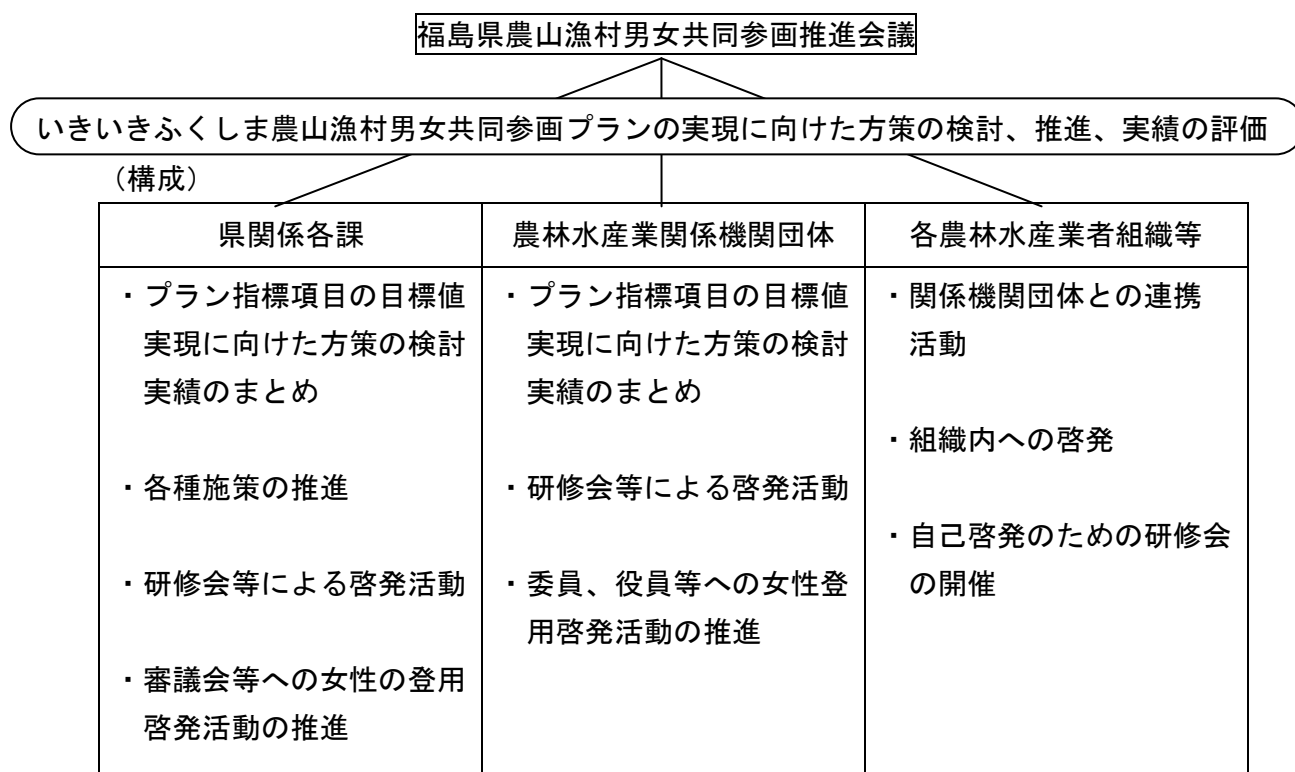
## 第4 計画の推進

### 1 計画の推進

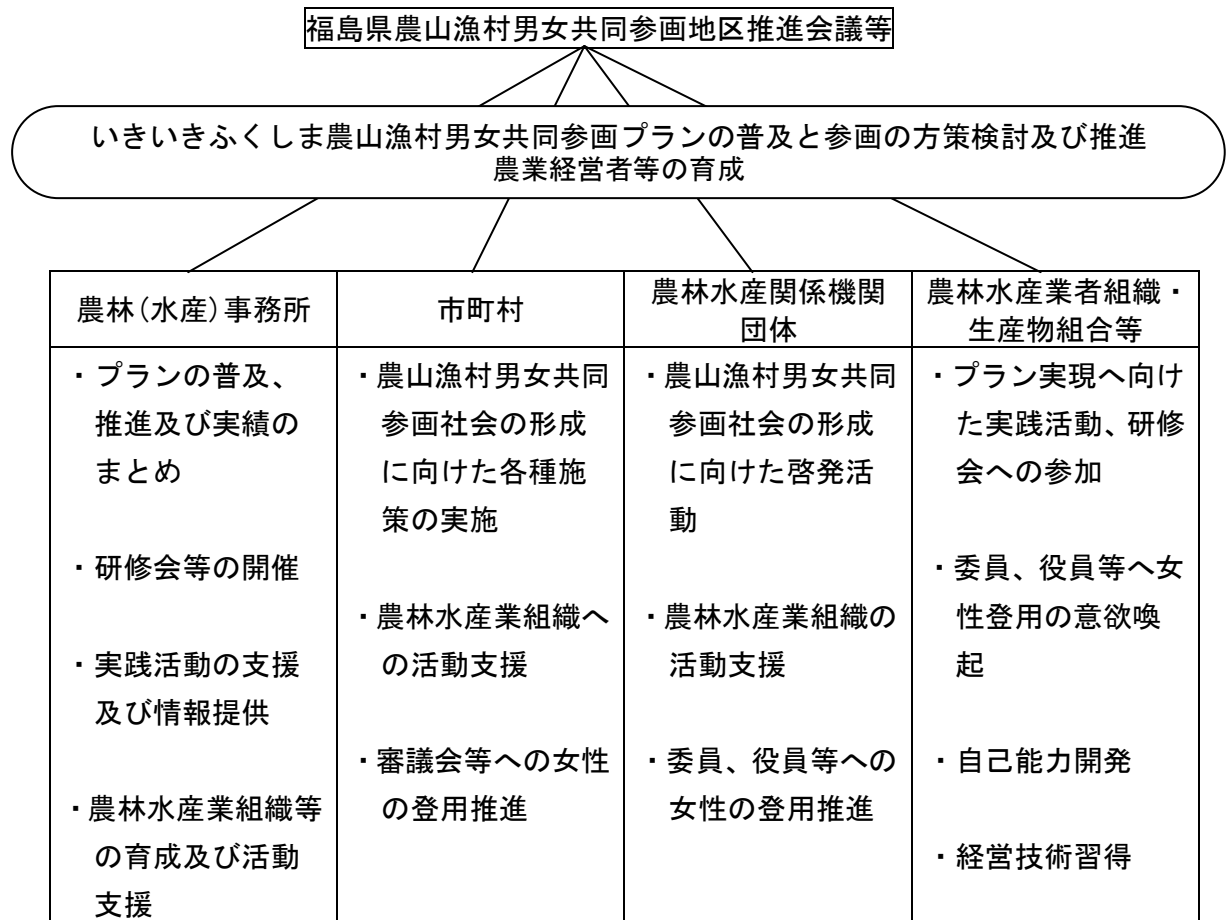
- (1) 県は、市町村を始め農業協同組合中央会や農業協同組合、農業会議や農業委員会、酪農業協同組合、畜産農業協同組合、たばこ耕作組合、森林組合、漁業協同組合連合会等の農林水産関係団体と密接な連携を図り計画を推進します。
- (2) 計画の推進にあたっては、それぞれの機関が行う各種関連事業と積極的な連携を図ります。
- (3) この計画は、推進機関によりモニタリングを行い、実績を把握し、効果的な推進方策を検討します。

### 2 推進体制と関係機関・団体の主な役割

#### (1) 県段階



(2) 地方段階







**いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン**  
**～夢をかたちに！**  
**ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて～**

平成22年3月

福島県農林水産部農業振興課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 (024) 521-7336 Fax (024) 521-7937